

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成28年11月6日 09時30分ごろ |
| 発生場所 | 静岡県 ^{はまな} 浜名港 舞阪 ^{まいさか} 灯台から真方位278° 1,270m付近 (概位 北緯34°40.8′ 東経137°35.9′) |
| 事故の概要 | プレジャーボート ^{アルメリア} Armeriaは、西南西進中、また、プレジャーボート ^{わくた} 和久田丸は、漂泊中、両船が衝突した。 Armeriaは、船底外板の擦過傷等を生じ、また、和久田丸は、右舷船尾部の破損等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A プレジャーボート Armeria、3.2トン 242-27473 静岡、個人所有 8.56m (Lr) × 2.47m × 1.16m、FRP ディーゼル機関、150.78kW、平成16年6月 B プレジャーボート 和久田丸、0.4トン 242-26775 静岡、個人所有 4.97m (Lr) × 1.60m × 0.64m、FRP ガソリン機関、18.40kW、平成16年10月6日（第1回定期検査） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月20日 免許証交付日 平成24年7月27日 (平成29年8月19日まで有効) B 船長B 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成27年3月9日 免許証交付日 平成27年3月9日 (平成32年3月8日まで有効) |
| 死傷者等 | なし |

| | |
|---------------|---|
| <p>損傷</p> | <p>A 船底外板に擦過傷、プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損 B 右舷船尾部に破損、船外機の脱落</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p> |
| <p>事故の経過</p> | <p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、試運転の目的で、平成28年1月6日09時15分ごろ浜名港東方の係留地を発進し、今切口付近に向かった。</p> <p>船長Aは、第2防波堤付近に差し掛かった頃、右舷前方の水路に航行の支障となる船舶を見掛けなかったため、水路に沿って右転した後、西南西進した。</p> <p>A 船は、船長Aが、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、約13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により航行を続けていたところ、船首方至近に手を振っている船長Bを認め、危ないと思って主機のスロットルレバーを手前に引き、左舵を取ったものの、09時30分ごろ、A 船の船首部とB 船の右舷船尾部とが衝突し、B 船を乗り切った。</p> <p>A 船は、反転してB 船のところに戻り、船長AがB 船側に負傷者がいないことを確認した後、B 船をえい航してB 船の係留地に戻った。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人(以下「同乗者」という。)を乗せ、釣りの目的で、6日06時30分ごろ浜名港の係留地を発進し、港内を転々として釣りを行った後、09時20分ごろ浜名大橋北方で、船首を西南西方に向け、機関を中立運転として漂泊し、全員が、左舷側からさおを出し、南方を向いて流し釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、船尾部で釣りをしていたところ、北東方500m付近にB 船に向かって来るA 船を認めたが、そのうちA 船がB 船を避けてくれるものと思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A 船がB 船を避ける気配がなく接近して来るので、立って大声で叫びながら手を振ったものの、A 船がさらに接近するので、中央にいた同乗者2人と海に飛び込んだ直後、B 船とA 船とが衝突した。</p> <p>B 船は、船長Bと海に飛び込んだ同乗者が、船首部にいたもう1人の同乗者の助けを借りながら船上に這い上がり、反転して来たA 船によりB 船の係留地にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>A 船は、13knの速力で航行すると船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた状態で操船すると船首方に死角が生じていたが、立って操船すると死角が解消されていた。</p> <p>船長Aは、第2防波堤付近で右舷前方に船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、操縦席に腰を掛けた状態で右転したのち直進したが、立って操船していれば良かった。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>たと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近が、静岡県浜松市舞阪漁港に出入りする漁船等通航船舶が多いので、危ないという意識を持って接近する船舶に注意すべきであったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、浜名港を西南西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、立って操船していなかったことから、A船の船首浮上による死角に入っていたB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、浜名港において漂泊中、船長Bが、東北東方500m付近にB船に向かって来るA船を視認したものの、そのうちA船がB船を避けてくれるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作をとることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、浜名港において、A船が西南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、B船に向かって来るA船を視認したものの、そのうちA船が避けてくれるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りをを行うこと。 ・ 通航船舶が多い場所で漂泊する場合、接近する船舶を認めた際、早期に衝突を避けるための措置を採れるよう心掛けておくこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

